

第16問

第1 小問(1)

1 本件でAはCに対して、所有権に基づき甲の返還を請求している。Aの請求が認められるためには、Aが甲の所有権を有していることが必要である。では本件でAは甲の所有権を有しているといえるか。

2(1) まず、Aは自己が所有する甲を500万円で売却する旨の意思表示をし、Bがこれを承諾しているため、売買契約を原因としてBに甲の所有権が移転しているとも思える。

8 しかし、Aの意思表示は、冗談によるものであって真意ではない。このような場合9でもBは有效地に所有権を取得することができるか。

10 (2) この点について、93条1項は、「意思表示は、表意者がその真意ではないことを11知つてしたときであっても、そのためにその効力を妨げられない。ただし、相手方が12その意思表示が表意者の真意ではないことを知り、又は知ることができたときは、そ13の意思表示は、無効とする。」と規定する。

14 (3)そのため、本件でAの意思表示が真意ではないとしても、93条1項により、AB15間の売買契約は原則として有効である。

16 しかし、BがAの意思表示について真意でないことを知り（悪意）、又は知ること17ができた（有過失）場合には、AB間の売買契約は無効となる（93条1項）。

18 (4) よって、BがAの意思表示が真意でないことについて、悪意又は有過失であれば、19 Bは甲の所有権を有していないことになり、Aの請求は認められる。

20 ではBがAの意思表示が真意でないことについて、悪意又は有過失であった場合、21 Cは全く保護されないか。

22 この点について、93条2項は、「前項ただし書の規定による意思表示の無効は、善23意の第三者に対抗することができない。」と規定する。

24 したがって、本件でCは事情を知らずにBから甲を買い受けているため、「善意」の25第三者にあたる。よって、Aはその無効をCに対抗することはできないため、Aの請求26は認められない。

第2 小問(2)

28 1 本件でAはCに対して、所有権に基づき乙土地の返還を請求している。

29 Aの請求が認められるためには、Aが乙土地の所有権を有していることが必要である。では本件でAは乙の所有権を有しているといえるか。

31 2(1) 本件では乙土地についてAB間で売買契約が締結されているため、当該売買契約32により乙土地の所有権はBに移転しているようにも思える。

33 しかし、本件の売買契約はAが自己の債権者Dから差押えを免れるため、Bと通
34 じて行った仮装の売買契約である。

35 このような場合でも、Bに乙土地の所有権は移転するか。

36 (2) この点、94条1項は「相手方と通じてした虚偽の意思表示は、無効とする。」と
37 規定するため、本件AB間で締結された乙土地の売買契約も無効である。

38 (3) そうであれば、本件の売買契約がAとBが通じて行った虚偽のものである以上、
39 94条1項により売買契約は無効となる。

40 したがって、乙土地の所有権はBに移転していないことになるため、原則として
41 Aの請求は認められる。

42 3 しかし、94条2項は、「前項の規定による意思表示の無効は、善意の第三者に対抗
43 することができない。」と規定する。

44 本件でCは事情を知らずにBから乙土地を買い受けているため、「善意の第三者」に
45 該当する。

46 よってAの請求は認められない。

47 以上